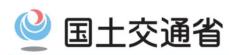
参考資料1

第15回国土管理専門委員会の主な御意見

令和2年2月10日



第15回国土管理専門委員会での委員等からの主な御意見

議事(2) 宅地を中心とした地域で中長期的に土地利用の問題深刻化するおそれのある地域の課題

NO.	要旨
1	宅地を中心とした土地利用の場合、どこまでを公助、どこまでを共助でやるのかは非常に悩ましい。特に難しいのが 災害関係で、法面の崩壊の様なケースでは難しさが顕著にあらわれるのではないか。(瀬田委員)
2	この委員会の一つの役割というのは、問題があるところを把握して、今後検討しなければいけない場所の方向性を示すことなので、 地方都 市や三大都市圏の総数、分析結果で対象となった地域数がどれぐらいになるというのはわかるように示すべき。(中出委員長)
3	自治会機能強い地域だけではないのではないか。 そうでもないところもあるわけだから、政策的なところにかかってくると思うが、第3者 的なまとめ役がいないと管理構想は作れない地域も少なくないことを踏まえて検討していくべき。(広田委員)
4	現地ヒアリングはせずともいつ開発されて、そこの自治会はどういう活動がされているのかを、今後の自治会に対して問い合わせするのでもいいので調べてはどうか。 見立地区が何とかなるから他が何とかなると言うわけではないので、何とかならない時はどうするのか、というところを詰めてやっていくべき。 (中出委員長)
5	検討ステップ自体は中山間地域の例の応用でできるのではないかと思う。政策的なところでは管理構想図というのを書くのはそれなり の住民が集まって意見交換しないといけないとなると、ここができるかできないかの課題だと感じる。(広田委員)
6	立ち上げの際にそもそものコミュニティの結束の違いもあるかとおもいますが、意見をまとめるノウハウや技術的な面もあるのではないか。また管理構想を立てた後の実行フェーズに鳥獣被害や草刈りなどが住民で担えるか、と思います。また、準備資金をどう集めるかによっても差異はあるのではないか。(飯島委員)
7	郊外のニュータウンの中にはわりと近くに農地や畑地、森林も持っていたりするようなところだと思うので、そのようなところを国土政策として検討が必要な部分があるのではないか。また、広田委員がいわれたとおり、コミュニティーのことを少し気にしながら考えて、フローをそのまま使えるのかどうかというところも少し視野に入れて検討を進めるべき。中山間地で使った、このステップ図そのものを全く違うバージョンでつくる必要はないが、若干、宅地版として考えなければならないところを整理して検討を進めていただきたい。(中出委員長)

第15回国土管理専門委員会での委員等からの主な御意見

議事(3) 管理構想の枠組みについて

NO.	要旨
1	管理構想を検討していくにあたり、担い手とか、主体というのをどうつくっていくかということが非常に重要 (土屋委員)
2	責務を書き込み、利用と管理を強調し、計画と構想を考えること自体は間違ってはいないが、そのことが 不適切な運用にならないようにするためには、常に慎重であるべき 。 協会がどのような制度的性格があるかがはっきりしない状況で、好例としてしまうにはいささかの疑念がある。例えばよそから移住してきた人がこの協会への参加を拒んだとき、それはどのような扱いを受けるのか。 そのような整理がないままに、地域に主体を作りましょうといってこれをベースに制度を組み立てられるべきではない 。(山野目委員)
3	自治組織を支援するような主体を考えないと管理構想を作るのは難しい。市町村の担当者もある意味素人なので、ある程度の専門性を持った中間組織を考えるべき。対応がきまらず保留される土地が少なからず出ると思う。管理するにしても利用するにしても主体が計画時点で決まることはあまりないと思うので。そういったものも当然あるし、あっていいんだ、というふうにならないとなかなか作れない。さらにこの構想自身をモニタリングしてマネジメントとする。最初につくった第一次構想があって、絶えずモニタリングして、主体がある程度明確になったところはより具体的な行動計画にする、そういう構想にすべき。(広田委員)
4	ほとんどの人が関心を示さない土地をどうするかという点で、そこに対し、国土であり、地域の土地でもあるし、関心を持つべきだということを国がしっかり訴えるというのはすごく大事ただ一方で、 まだ機運が高まっていないかという気がしている。今後の段階としてはまず国として放置したらほんとうに大変なことがいろいろなところで起こることを知らせる、またそれに対していろいろな対応をしている地域があることをアピールして、事例をまずは増やしていくことが重要。そんな順序立てというか、もう少し時間が必要かと感じる 。(瀬田委員)
5	活動に向けて強制加入を検討する制度については総務省の地方制度調査会でも議論されている。しかし憲法上の自由からして、ここのところは考えていく必要はある。政府でも様々な取り組み、(厚生省地域包括ケアシステム等)をやっている中で、それぞれの取り組みの連携というのはできないのだろうか。地域の担い手が限られている中で、少しでも他省庁の取組と連携をしていくべきではないか。(飯島委員)